

## 千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、旅客船を活用した千葉中央港地区の活性化を図るため、千葉みなと旅客船棧橋を利用した企画クルーズを実施する事業に対して、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 千葉中央港地区 千葉市中央区中央港1丁目をいう。
- (2) 千葉みなと旅客船棧橋 千葉市中央区中央港1丁目20番地先の千葉みなと一号浮棧橋をいう。
- (3) 旅客船 海上運送法第2条第4項に規定する船舶をいう。
- (4) 企画クルーズ 千葉港外を定係場とする旅客船を使用して、不特定多数の者を募集対象とした企画を有する、最少催行人数20人以上の運航をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、千葉みなと旅客船棧橋を活用する企画クルーズとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものを除く。

- (1) 宗教・政治的目的で実施するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 法令等に違反するもの
- (7) 千葉みなと旅客船棧橋を活用し、日常的に行われている運航と同様のもの
- (8) その他、支援事業として不適切であると市長が認めるもの

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、企画クルーズの主催者とする。

ただし、複数の主催者により運航される共同運航便等については、主催者を代表する一の者を補助事業者とする。

### (補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助対象経費は、企画クルーズに要する経費のうち、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 燃料費

(2) 人件費

(3) その他、市長が認めた経費

2 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、1企画につき15万円を限度とする。

**(交付の申請)**

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

**(交付の条件)**

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 悪天候等により、補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合等で、期間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) その他市長が必要と認める事項

**(交付決定通知)**

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

**(変更等の承認)**

第9条 補助事業者は第7条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更承認申請書(様式第3号)又は千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は第7条第3号の規定により承認を受けようとするときは、すみやかに千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了期日変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の変更を承認する場合は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)によって通知するものとする。

**(状況報告)**

第10条 市長は、補助事業の遂行状況について、規則第10条の規定により状況報告させることができる。この場合、千葉中央港地区みなと活性化支援事業状況報告書(様式第7号)によるものとする。

**(実績報告)**

第11条 補助事業者は規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、当該年度の事業完了の日から起算して14日を経過した日、又は、当該年度の末日のいずれ

か早い期日までに千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

**(額の確定通知)**

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

**(交付の請求)**

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 補助事業者が、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

**(決定の取消)**

第14条 規則第17条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定取消書(様式第12号)によるものとする。

**(返還命令)**

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金返還命令書(様式第13号-1、又は様式13号-2)によるものとする。

**(委任)**

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 8月24日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付申請書

千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金の交付を受けたいので千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他市長が認める書類

(様式第2号)

千葉市指令都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金については、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助事業の名称	
補助金の交付決定額	
補助金の交付予定時期	年 月
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
交付条件	(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合等で、期間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (4) 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

(様式第3号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更承認申請書

千葉市長

補助事業者

住所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令都交第 号により補助金の交付決定のあった千葉中央港地区みなと活性化支援事業を次のとおり変更したいので承認されますよう千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

補助事業の名称	
補助事業 の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日
添付書類	1. 事業変更計画書 2. 変更計画に係る収支予算書 3. その他市長が認める書類

(様式第4号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

千葉市長

補助事業者

住 所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令都交第 号により補助金の交付決定のあった千葉中央港地区みなと活性化支援事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

補助事業の名称	
補助事業内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	1. 変更（中止・廃止）の理由に係る根拠資料 2. その他市長が認める書類

(様式第5号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了期日変更申請書

千葉市長

補助事業者

住所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令都交第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 年度千葉中央港地区みなと活性化支援事業について、下記事由により同通知に付された完了期日までの完了が困難となったので、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定通知に付された事業の完了期日
- 3 変更後の完了予定期日
- 4 変更の事由
- 5 事業の実施状況表(別表のとおり)
- 6 事業工程表
- 7 その他



(様式第6号)

千葉市指令都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け、千葉市指令都交第 号で通知した千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金について、次のとおり変更したので、千葉市補助金等交付規則第8条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補 助 事 業 の 名 称	
補 助 金 変 更 の 内 容	

(様式第7号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業状況報告書

千葉市長

補助事業者

住 所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令都交第 号により補助金の交付決定のあつた千葉中央港地区みなと活性化支援事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の名称	
補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
補助事業の経過及び内容	
添 付 書 類	1. 状況写真 2. その他市長が認める資料

(様式第8号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了実績報告書

千葉市長

補助事業者

住所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 千葉市指令都交第 号により補助金の交付決定のあった千葉中央港地区みなと活性化支援事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
添付書類	1. 収支決算書 2. 補助事業の経過及びその成果を証する書類等 3. その他市長が認める書類

(様式第9号)

千葉市達都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了実績報告書により、  
年度千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金額を次のとおり確定したので、  
千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助事業の名称	
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の確定額	円
その他記載事項	

(様式第10号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付請求書

千葉市長

補助事業者

住所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達都交第 号千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
補助金額の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	1. 事業補助金額確定通知書の写し 2. その他市長が認める書類

(様式第 1 1 号)

年 月 日

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長

補助事業者

住 所

氏名 又は 名称	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令都交第 号により千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
補助金額の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添付書類	1. 事業補助金額確定通知書の写し 2. その他市長が認める書類

(様式第12号)

千葉市達都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け千葉市指令都交第 号により通知した千葉中央港地区  
みなと活性化支援事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉  
市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助事業の名称	
補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

(様式第13号-1)

千葉市達都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

補助事業の名称	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	



(様式第13号-2)

千葉市達都交第 号

様

千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

補助事業の名称	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	